

# JCAジャーナル

目次

Contents

2019年 9月号 No.747

はしがき	4
I. はじめに	5
II. 商事仲裁規則とインタラクティヴ仲裁規則に共通する規定改正	6
1. 仲裁人候補者名簿（商事仲裁規則9条、インタラクティヴ仲裁規則9条）	6
(a)本条の趣旨	6
(b)当事者による仲裁人の選任	7
(c)仲裁人候補者データベースの充実化	8
(d)JCAAによる仲裁人の選任	10
2. 仲裁人の公正・独立（商事仲裁規則24条、インタラクティヴ仲裁規則24条）	11
(a)本条の趣旨	12
(b)仲裁人候補者が開示すべき事実の範囲	12
(c)仲裁人候補者が行うべき合理的な調査の範囲	14
(d)仲裁人候補者が行うべき合理的な調査の時期	17
3. 第三仲裁人の選任のための当事者選任仲裁人による当事者への意見聴取（商事仲裁規則28条5項、インタラクティヴ仲裁規則28条5項）	17
(a)本項の趣旨	18
(b)本項の運用と国際仲裁における実務	18
4. 仲裁人による補助者の利用（商事仲裁規則33条、インタラクティヴ仲裁規則33条）	23
(a)本条の趣旨	23
(b)仲裁廷の決定に実質的な影響を与える作業	24
(c)補助者を利用する仲裁人と仲裁人の補助者の選任	26
5. 時機に後れた主張及び証拠申出の却下（商事仲裁規則41条、インタラクティヴ仲裁規則41条）	28
(a)本条の趣旨	28
(b)手続指揮のあり方、運用、実務の工夫等	28
(c)どのような場合に「時機に後れた」と言えるか	29
6. 少数意見の公表の禁止（商事仲裁規則63条、インタラクティヴ仲裁規則64条）	30
(a)本条の趣旨	30
(b)仲裁人間での望ましい合議のあり方	31
(c)少数意見の仲裁人が取り得る選択肢	33
7. 迅速仲裁手続（商事仲裁規則第2編、インタラクティヴ仲裁規則第2編）	36
(a)本手続の趣旨	37
(b)迅速仲裁手続の実務運用	37

8. 仲裁人報償金の減額等（商事仲裁規則96条、インタラクティヴ仲裁規則96条）	40
(a)本条の趣旨	41
(b)仲裁人の辞任の場合	41
9. 仲裁人報償金に関する変更の合意（商事仲裁規則97条・98条、インタラクティヴ仲裁規則97条・98条）	44
(a)本条の趣旨	45
(b)変更合意の時期	46
<b>III. インタラクティヴ仲裁規則に特有の論点</b>	<b>48</b>
1. 仲裁廷による当事者の主張整理及び争点の提示（インタラクティヴ仲裁規則48条）	48
(a)本条の趣旨	48
(b)主張・争点整理のタイミング	49
2. 仲裁廷の暫定的な考え方の提示（インタラクティヴ仲裁規則56条）	54
(a)本条の趣旨	55
(b)仲裁廷の暫定的な考え方の提示の時期	56
(c)仲裁廷の暫定的な考え方の提示の方法	57
(d)心証開示の方法	60
(e)証人尋問の採否	62
(f)心証開示と和解の関係	65
3. 仲裁人報償金（インタラクティヴ仲裁規則94条・95条）	66
(a)規定の趣旨	66
(b)仲裁人の確保	67
<b>IV. 仲裁規則の選択</b>	<b>68</b>
1. UNCITRAL仲裁規則+UNCITRAL仲裁管理規則との使い分け	68
2. 商事仲裁規則とインタラクティヴ仲裁規則との使い分け	70
3. 3つの仲裁規則の使い分け	70
4. 裁判との競争	73
<hr/> <b>資料</b>	<b>75</b>
1. 商事仲裁規則	76
2. インタラクティヴ仲裁規則	98
3. UNCITRAL Arbitration Rules	121
4. Administrative Rules for UNCITRAL Arbitration	136
<hr/> <b>会員通信</b>	<b>142</b>
<b>バックナンバー紹介</b>	<b>144</b>
<b>【セミナー関連のご案内】</b>	
【契約セミナー〔共催：大阪商工会議所〕のご案内】（大阪）	表2
【国際取引セミナー開催のご案内】（東京）	表3